

～経済的に不安のある方にも、適切な治療を受けていただくために～

無料低額診療事業のお知らせ

無料低額診療事業とは・・・

非営利型法人の設立趣旨に基づき、『当法人の医療施設において、経済的理由等により適切な医療を受けることが困難な方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、無料又は低額で診療を行う事業』のことです。

●無料低額診療のしくみ

無料低額診療減免規定に基づいて、医療費を減額または減免するものです。詳しくは三友堂病院 地域医療連携相談室にお問い合わせください。

●対象となる医療費は？

- ◆三友堂病院・・・生活保護世帯の保険外負担金、人工透析外来・入院一部負担金、所得税非課税世帯及び一部の市町村税非課税世帯の外来・入院診療費一部負担金、入院時食事療養費の一部負担金
- ◆三友堂リハビリテーションセンター・・・生活保護世帯の保険外負担金、所得税非課税世帯及び一部の市町村税非課税世帯の外来・入院診療費一部負担金、入院時食事療養費の一部負担金、入院時生活療養費の一部負担金
- ◆三友堂訪問看護ステーション・・・生活保護世帯の保険外負担金、一部負担金

医療費のこと、各種公的制度の活用などのご相談にも応じております。

お気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 三友堂病院

(お問い合わせ先)

三友堂病院

地域医療連携相談室

Tel.0238-24-3720(直通)

リハビリテーションセンター 医療福祉相談室

Tel.0238-21-8100(代表)